

「先物・オプション取引口座設定約諾書」新旧対照表

平成27年3月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(最終清算指数等の変更等) 第10条 (削除)</p> <p>指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>2 指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数又はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>3 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴社、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社又は金融商品取引所に故意又は</p>	<p>(経過利子の取扱い及び最終清算指数等の変更等) 第10条 <u>クリアリング機構が、先物取引の受渡決済において、非課税扱いの申告に係る経過利子の取扱いについて課税扱いの指定を行った場合には、その措置に従うこと。</u></p> <p>2 指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>3 指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数又はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>4 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴社、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社又は金融商品取引所に故意又は</p>

新	旧
<p>重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。</p> <p>4 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に掲げる場合には、当該オプション取引が行われた金融商品取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれの国内の金融商品取引所においても上場されなくなる場合</p> <p>(2) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれかの国内の金融商品取引所において売買を停止された場合</p> <p>(3) 当該オプション取引の対象である有価証券の発行者が会社分割を行った場合</p> <p>(4) 当該オプション取引の取引状況等を勘案して当該取引に係るオプションの上場廃止を行う場合</p> <p>(届出事項の変更届出)</p> <p>第27条</p> <p>貴社に届け出た氏名若しくは名称、<u>印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。</u></p> <p>(免責事項)</p> <p>第29条</p> <p>3 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又</p>	<p>重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。</p> <p>5 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に掲げる場合には、当該オプション取引が行われた金融商品取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれの国内の金融商品取引所においても上場されなくなる場合</p> <p>(2) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれかの国内の金融商品取引所において売買を停止された場合</p> <p>(3) 当該オプション取引の対象である有価証券の発行者が会社分割を行った場合</p> <p>(4) 当該オプション取引の取引状況等を勘案して当該取引に係るオプションの上場廃止を行う場合</p> <p>(届出事項の変更届出)</p> <p>第27条</p> <p>貴社に届け出た氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第29条</p> <p>3 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影を印鑑証明書の印影と相</p>

新	旧
<p>は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのた めに生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。</p> <p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第33条 貴社は、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に 関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。) の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合 には、第3条第2項、第26条及び第27条に規定する書面(印章又は署名 鑑の変更に係るものを除く。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当 該書面によるべき同意を得ること若しくは報告又は届出を受けることがで きること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得 たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみなされること。</p>	<p>当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それ らの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損 害については貴社がその責めを負わないこと。</p> <p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第33条 貴社は、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に 関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。) の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合 には、第3条第2項、第26条及び第27条に規定する書面の受入れに代え て、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること若しくは報告 又は届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当 該書面によるべき同意を得たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみ なされること。</p>